

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 (06-6208-9272)
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への公営住宅の使用許可
概要	本市では、市営住宅を本来の施策対象である低額所得等の住宅困窮者に提供する以外にも、管理に支障のない範囲で、一定の資格を有する者について、法令に基づく行政財産の目的外使用を認めています。 困難な問題を抱える女性のうち、住まいに困窮する者を保護し、その心身の回復を図り、その自立を促進することを目的に、一時的な居住の場を提供する民間事業を行う法人が市営住宅を使用する場合には、法令・要綱等に基づき、市営住宅使用許可申請書等を提出して、使用許可を市長から受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000660196.html)
審査基準	①活用する事業の範囲 住宅困窮女性に対して、公営住宅を使用して一時的な居住の場を提供し、見守り等の自立支援を行うとともに、必要に応じて衣食等の日常生活上必要なサービスを提供する事業 ②活用できる者 (1) 次に掲げるいずれかの法人に該当すること ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人 イ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 ウ 特定非営利活動促進法に基づき設立された特定非営利活動法人 エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人 (2) 次に掲げるすべての要件に該当すること ア 法人の財務内容について、応募する日の属する事業年度の前3事業年度（設立後、3事業年度を経過していない法人にあっては、申請日以前の全期間）において、当期純損失を計上していない年度が存在すること。ただし、社会福祉法人についてはこの限りではない。 イ 予定する事業内容が、規定する範囲内であり、かつ実施可能なものであると市長が認めるものであること ウ 利用者、自治会、近隣住民等からの苦情及び緊急対応窓口を設置していること (3) 次に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと ア 法人が暴力団又は暴力団密接関係者に該当すること イ 法人の役員等が、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当すること ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人 エ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした法人 (4) 市営住宅等に係る使用料の未納や損害賠償金がある法人でないこと (5) 応募する日から起算して過去3年間のうちに次のいずれかの実績を有すること ア 行政機関が開催する困難な問題を抱える女性への支援に関する会議体に構成員またはオブザーバーとして参加した実績 イ 行政機関が実施する困難な問題を抱える女性への支援に関する事業を受託し適切に履行完了した実績（補助事業に参画し適切に実施した実績を含む。） (6) 大阪市内に事務所を有すること (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第26条に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体」に該当すること (8) 次に掲げるいずれかの施設を運営していること ア 配偶者暴力の被害者等が緊急一時的に避難でき、その保護を行う場（部屋）を有する施設 イ 配偶者暴力の被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス） ③使用許可に係る条件 活動の用途に供される部分が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項ロに該当すること
標準処理期間	40日
経由日数	2日
提出先	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
提出時期	不定期（事業者募集の実施時期による）
提出方法	所定の申請書及び添付書類を市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000660190.html
備考	